

入 札 書

入 札 金 額	金 円
調 達 件 名	長寿命化計画事業 南区公園遊器具等修繕業務

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
入 札 者 商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

入札代理人 氏 名 印

備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。

2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

委 任 状

令和 年 月 日

(あて先)
札幌市長

住 所
委任者 商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

調達件名 長寿命化計画事業 南区公園遊器具等修繕業務

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者 氏 名 印

- 備考 1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。
2 代理人（受任者）の印は、入札（見積）書に使用する印と同一の印を押印すること。
3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

消費税及び地方消費税免税事業者申出書

令和 年 月 日

(あて先)
札幌市長

住 所

申立人 商号又は名称

職 ・ 氏 名

⑩

私は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者であることを、ここに申し出ます。

備考1 入札（見積合せ）に参加のうえ、落札（決定）者となり、消費税及び地方消費税の免税事業者である場合、速やかに提出すること。

共同企業体の場合は、構成員全てが免税事業者のときに限り、提出すること。

2 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は契約担当課の指示に従うこと。

【入札書及び委任状の記載方法について】

＜入札書の日付について＞

入札書の日付は、原則として入札書を作成した日を記載してください。

(入札書提出期限の同日以前となります。)

＜委任状の日付について＞

委任状の日付は、委任状を作成した日を記載してください。委任状の作成がない限り、代理人が入札書を記載することはできませんので、委任状の日付は、入札書作成日の同日以前となります。

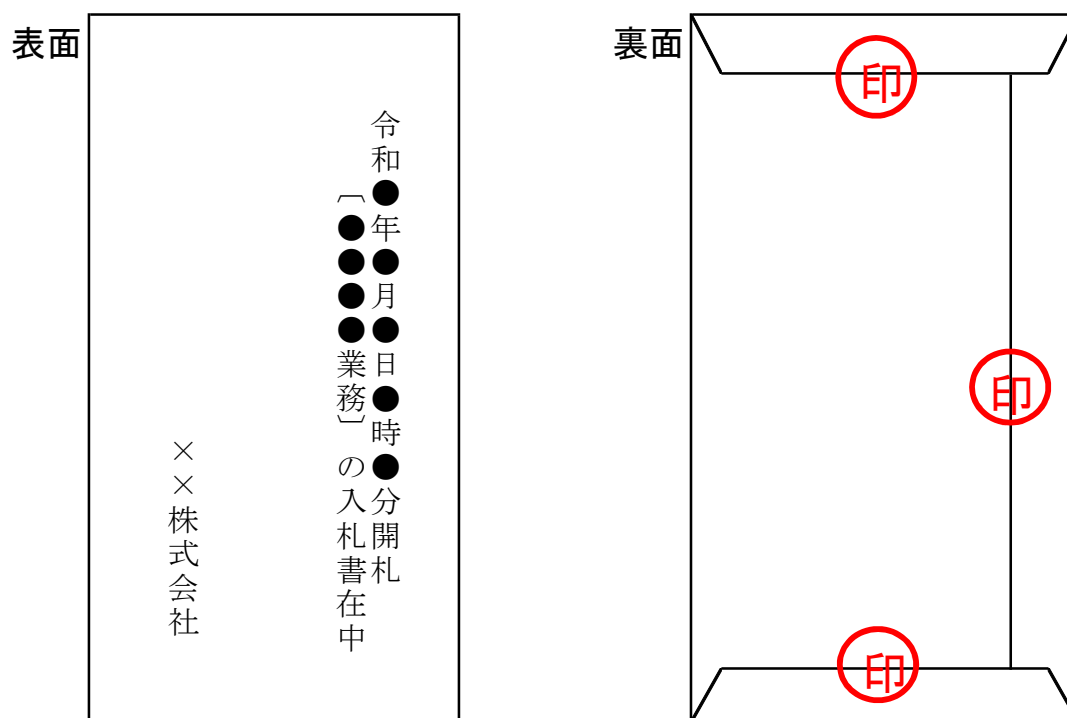
＜開札への立ち会いについて＞

開札への立ち会いは、入札者（代表者または代理人）のみ行うことができます。従って、開札日当日、代表者以外の代理人が開札への立ち会いを希望する場合は、あらかじめ委任状を作成のうえ、代理人が入札書を記載してください。

※なお、本件入札は、送付による入札であるため、原則として入札者の立ち会いは不要となります。

※開札日当日、やむを得ない事情により入札者が立ち会うことができず、別の方による立ち会いを希望する場合は、別添の「開札立ち会いに関する委任状」をご持参ください。（当該委任状をお持ちでない場合は、入札者以外の方は開札に立ち会うことはできません。また、当該様式以外の委任状をご持参いただいた場合、その記載内容により立ち会いをお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【入札書封筒について】



※代理人が入札する場合の委任状は、入札書を封印した封筒に同封しないでください。

※送付により提出する場合は二重封筒とすること。入札書を入れた封筒、及び代理人が入札する場合は委任状を入れた外封に「令和●年●月●日●時●分開札〔●●●●業務〕入札書在中」の旨を記載し、送付してください。

開札立ち会いに関する委任状

令和 年 月 日

(あて先)
札幌市長

委任者 住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名

印

調達件名	長寿命化計画事業 南区公園遊器具等修繕業務
------	-----------------------

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札の開札の立ち会いに関する権限を委任します。

記

受任者 氏 名

印

- ※ 入札者（代表者又は代表者から委任を受け入札書の記載をした代理人）以外の方が開札への立ち会いを希望する場合は、当該委任状を開札時に提出してください。
- ※ 当該委任状は、開札の立会いのみを委任するものであり、再度の入札やくじ引きに係る権限は委任されません。

契 約 書

- 1 役務の名称 長寿命化計画事業 南区公園遊器具等修繕業務
- 2 委託料 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 契約期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
- 4 契約保証金 免除あるいは「金 円」
- 5 前払金 なし

上記業務について、委託者札幌市(以下「委託者」という。)と受託者 (以下「受託者」という。)とは、下記の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

委託者 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市 代表者 市長 秋元 克広

受託者

契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款に定めるもののほか別冊の仕様書（別添の図面、設計説明書及びこれに対する質問回答書を含む。）に従ってこれを履行しなければならない。
- 2 受託者は、仕様書に明示されていない事項及び疑義を生じた事項については、委託者の指示に従うものとする。
- 3 受託者は、契約締結後直ちに、業務着手届とともに工程表、現場代理人届等を委託者に提出し、業務工程を協議しなければならない。ただし、業務工程に関し、協議が整わない場合は、委託者の指示に従うものとする。
- 4 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。
- 5 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この約款に定める承諾、通知（第10条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

(契約保証金)

- 第2条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 受託者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

- 第4条 受託者は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の性質上特に委託者がやむをえないと認めた場合は、この限りではない。

(担当職員)

- 第5条 委託者は、受託者の業務履行について、必要な連絡指導等を行う担当職員を定め、書面をもって受託者に通知するものとする。担当職員を変更したときも同様とする。

(貸与品又は支給材料)

第6条 委託者から受託者への貸与品又は支給材料の数量、規格、品質及び引渡場所は別に示すところによるものとし、引渡期日は業務工程に基づき委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

- 2 委託者は検査済みの貸与品又は支給材料を供給するものとする。
- 3 貸与品又は支給材料は、受託者の立会いのもとに引き渡すものとする。この場合において、受託者は、借用書又は受領証を委託者に提出しなければならない。
- 4 受託者は、受託者の責により、貸与品又は支給材料が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能になったときは、委託者の指示に従って代品を納め、若しくは原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(作業内容等の変更)

第7条 第1条第3項に規定する業務工程（作業数量や回数、作業内容等を含む）に変更を生じた場合、又はこれにより委託料に増減が発生する場合は次の各号に定めるところによる。

- (1) 委託者と受託者とが協議の上、委託者は受託者に書面をもって業務工程又は内容の変更を指示する。
- (2) 委託料の増減にともなう金額については、委託者が当初契約に基づき作業の増減を加味し積算した金額とする。
- (3) 変更指示を受けた受託者が指示を承諾する場合は、変更承諾書（様式34）を提出しなければならない。

(業務期間の変更)

第8条の2 特別の理由により業務期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が工期の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(業務の中止)

第8条の3 自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、受託者が業務を履行できないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により業務の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え現場を

維持し若しくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害の負担)

第9条 受託者は、業務の履行に関し、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(検査及び確認等)

第10条 受託者は、業務が終了又は完了したときは、書面をもって委託者に通知するものとする。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日間以内（以下、「検査期間」という。）に受託者の立会いのもとに業務内容の検査（以下「終了検査」又は「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、終了検査又は完了検査に合格しないときは、委託者の指示により直ちに補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前項の規定を準用する。

(契約金額の支払い)

第11条 受託者は、業務の成果について、終了検査又は完了検査を受け、その結果当該検査に合格したときは、支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定により請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に別紙に定める金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責に帰すべき事由により検査期間内に終了検査又は完了検査をしないときは、その期限を超過した日から終了検査又は完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、契約の履行に際して、業務の一部を履行しないものがある場合には、第1項の金額から業務の一部を履行しない作業について第6条第1項第2号に規定する各作業に対する単価に基づき算定した金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者とが協議成立までの間、第1項の金額の支払を保留することができる。

6 第6条の規定に基づき、委託料に増減があった場合は、金額を増減して支払うものとする。

(契約不適合責任)

第12条 第8条に規定する終了又は完了検査後、業務内容が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し修補によ

る履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課すものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 業務内容の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合の担保期間)

第13条 発注者は、契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を発注者に通知しないときは、当該契約不適合を理由とした履行の追完請求、賠償責任及び契約金額の減額の請求並びに契約の解除をすることができない。

(履行遅延における違約金等)

第14条 委託者は、受託者の責に帰すべき理由により第1条第3項に規定する業務工程どおり業務を終了又は完了することができない場合においては違約金の支払を受託者に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、履行期間の翌日から終了検査又は完了検査(第8条第3項で準用する場合を含む。)に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合で計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。ただし、遅延日数は、当該終了検査又は完了検査に要した日数を除くものとする。
- 3 委託者の責に帰すべき理由により第11条の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(契約の解除とそれに伴う措置)

第 15 条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 札幌市契約規則第 34 条第 1 項各号に該当するとき。
- (2) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

2 前項第 1 号の規定により、この契約を解除した場合において、委託者は既成部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する委託料を、受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、契約が解除された場合においては、次の各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 第 6 条の規定による貸与品があるときは、これを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、もしくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(2) 第 6 条の規定による支給材料があるときは、業務の既成部分として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、

又は業務の既成部分検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 4 第1項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、受託者は、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

第15条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額を賠償金として請求することができる。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(受託者の解除権)

第15条の3 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第6条の規定により業務工程を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第6条の3の規定による業務の履行の中止期間が業務期間の10分の5（業務期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が終了又は完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第15条の4 委託者は、この契約が解除された場合においては、業務の既成部分を検査の上、当該検査に合格した既成部分に相応する委託料を受託者に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 3 受託者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の既成部

分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 4 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 第3項前段及び第4項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第15条又は第15条の2第2項の規定によるときは委託者が定め、第15条の3の規定によるときは、受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(談合行為に対する措置)

第16条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による業務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
 - 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(秘密の保持等)

第17条 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、業務の履行に当たり、地区住民等に迷惑を及ぼすことのないよう、責任をもってこれに対処しなければならない。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

第 19 条 受託者はこの約款に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

公示用設計図書の施行条件等に対する質問票

令和 年 月 日

【質問者】 会 社 名
電 話 番 号
F A X 番 号
担 当 者 氏 名

公示用設計図書の施行条件等について、次のとおり質問いたします。

開札予定日時	令和3年11月4日（木） 9時15分
調 達 件 名	長寿命化計画事業 南区公園遊器具等修繕業務
質 問 内 容	

注1) 質問票の提出先は下記のとおりです。FAX送信後は、必ず電話で着信確認してください。

注2) 回答は南区土木部維持管理課にて閲覧に供するとともに、南区ホームページに掲載します。

【URL】 <http://www.city.sapporo.jp/minami/keiyakujoho/20150202soumu.html>

注3) 提出期限：令和3年10月28日（木）14時00分

《質問票提出先》

札幌市南区南31条西8丁目2番5号

札幌市南区土木部維持管理課事務係

電話 (011) 581-3811 FAX (011) 582-2916

一般競争入札参加資格に関する書類の提出について

令和3年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

債権者コード

令和3年10月19日付けで入札告示のありました長寿命化計画事業 南区公園遊器具等修繕業務に係る入札参加資格について、下記の書類を提出します。

また、下記1の要件をすべて満たしていること、並びに下記2の書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加をしないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 平成30～令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録がある者
- (6) 「一般社団法人日本公園施設業協会」が認定する「公園施設製品安全管理士」資格を有する者を直接雇用していること。

2 添付書類

- 「一般社団法人日本公園施設業協会」が認定する「公園施設製品安全管理士」資格を有する者を直接雇用していることを確認できる書類
- 事業協同組合等にあつては、組合員名簿
- 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書の写し
- その他（ ）

注1 添付した書類については、書類名の左の□にチェックすること。

注2 その他の書類を添付した場合は、（ ）内に当該書類の名称を記載すること。